



福井県公式
恐竜キャラクター
ジュラチック
ラフト

受動喫煙対策推進
マスコット
けむいモン



©FUKUI/play set products

健康増進法の改正により 受動喫煙対策 が始まっています

対策①

学校、病院、行政機関 等

「原則敷地内禁煙」

2019年
7月1日～

対策②

飲食店、ホテル、遊技場
鉄道 等

「原則屋内禁煙」

2020年
4月1日～

この法律では、加熱式たばこも対象になります。

- 喫煙スペースには、20歳未満の方は立ち入ることはできません。
- 違反があった場合は罰則の対象となります。